

(平成30年度第1回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成30年4月19日（木）

午後1時30分から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（武蔵村山市個人情報保護条例第8条第4項・第5項関係）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数28件、提供先件数256件

(参考)

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(2) その他

議 題(1) 児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 外部提供の適否（武蔵村山市個人情報保護条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	健康福祉部子育て支援課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	児童手当支給事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	沖縄県那覇県税事務所
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	(業務の名称) 県税滞納処分事務 (業務の内容) 県税滞納者の生活実態等を把握するため財産調査を行うもの。 (外部提供により業務を行う理由) 市が保有する情報により、県税滞納者の生活実態等を把握するため。
	外部提供をする保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、公的扶助、金融機関口座
備考		

イ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（武蔵村山市個人情報保護条例第8条第3項・武蔵村山市個人情報保護条例施行規則第5条第2項第2号）

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

(目的外利用等の通知)

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定により目的外利用等又は条例第8条の2第2項の規定により保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下単に「目的外利用等」という。）をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときにいう。

(1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。

(2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

3 条例第8条第3項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

4 条例第8条第4項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。

議 題(2) その他